

大阪泉南アスベスト国賠1陣訴訟・同2陣訴訟

最高裁の上告受理決定と弁論期日指定に対する弁護団声明

2014年7月22日

大阪泉南アスベスト国賠訴訟原告団・弁護団

1 最高裁判所第一小法廷（白木勇裁判長）は、平成26年7月17日付け通知で、大阪・泉南アスベスト国賠1陣訴訟、同2陣訴訟とも上告を受理することを決定した。

今回の決定で最高裁が判断することとした上告理由は、①国の規制権限不行使の違法性の判断枠組み（1陣訴訟）、②局所排気装置設置義務付け違反、③抑制濃度を厳格化しなかったこと、④防じんマスクを使用させることの義務付け違反の違法性（②～④は1陣、2陣双方）である。同時に、最高裁は、1陣、2陣訴訟の口頭弁論期日を9月4日に開くと通知した。今秋にも最高裁判決が言い渡される見通しである。

2 泉南訴訟では、1陣訴訟大阪高裁判決（平成23年8月25日言渡し）が、労働者や住民の生命・健康に弊害が懸念されるからといって、厳格な規制をすれば産業社会の発展を著しく阻害するとし、行政の広範な裁量を認めて国の責任を全て否定した。これに対して、2陣訴訟大阪高裁判決（平成25年12月25日言渡し）は、石綿製品が当時いかに有用、必要な製品であったとしても石綿粉じんによる労働者の健康被害の発生を容認してよいとはいえず、国は、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合するように適時にかつ適切に規制権限を行使すべきであったとして、昭和33年から平成7年に至るまでの長期かつ広範な国の責任を認めた。

今回、最高裁が判断することとした事由は、まさに、国の規制権限不行使の違法性の有無、違法事由、違法期間にかかわるものであって、高裁段階で正反対に分かれた判断が統一されることになる。産業発展のためには国民の生命健康の犠牲はやむ得ないとするのか、生命健康を何よりも優先するのか、最高裁の判断が示される。これは、石綿による健康被害について国の責任を問う訴訟における初めての最高裁判決となり、泉南の被害者救済のみならず、全国で係争中の建設アスベスト訴訟や国民の生命健康被害に関して国の責任を追及する訴訟に大きな影響を及ぼし、国民の生命健康保護に国はどのように関わるべきか、その行方をも左右することになる。

なお、今回、最高裁は1陣訴訟の近隣ばく露者、家族ばく露者について判断しないとしたが、泉南の地域、家族ぐるみの被害の実態を見ないものであって極めて問題である。他方、2陣高裁判決が石綿工場の出入り業者も国賠法上の保護対象となる点、国の責任の範囲を全損害の2分の1と判断した点について、国の上告を排斥し、2陣高裁判決の判断を是認したことは注目すべきである。

3 最後に、最高裁においては、事実認定が緻密・的確で、かつ、法的判断でも筑豊じん肺最高裁判決の流れに沿う2陣高裁判決こそが維持されるべきである。原告団・弁護団は、全力を挙げて国の責任を明確にする最高裁判決を勝ち取り、一日でも早く、近隣・家族被害を含めた泉南被害者の全面的な救済のために全力を尽くす。